

○珠洲市地方就職支援金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 8 日

告示第 2 2 号

(趣旨)

第 1 条 珠洲市は、石川県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了した学生の珠洲市内への移住を伴う県内就職を支援するため、石川県と共同して行う地方就職学生支援事業において、申請者が、地方就職支援金の支給要件を満たす場合に、予算の範囲内において、地方就職支援金を交付することとする。

当該地方就職支援金の交付については、いしかわ移住支援事業等実施要領（以下「県要領」という。）及び珠洲市補助金交付規則（昭和 4 9 年規則第 1 1 号）、法令等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

2 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）、山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）、離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）、半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成 2 2 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 1 0 % 以上の市町村をいう。

(交付金額)

第 3 条 地方就職支援金の金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。）は、1 4, 3 8 0 円以内とし、一人 1 回を限度とする。
- (2) 移住に係る経費（以下「移転費」という。）は、移住に要した最低限の実費とする。ただし、移住に要する最低限の実費であることを証明できない場合は 8 1, 5 0 0 円以内とする。

(支援対象者)

第 4 条 地方就職支援金の対象となる者は、第 2 項及び第 3 項に定める要件を満たす者とする。

2 移住等に関する要件については、次に掲げる項目の全てに該当すること。

- (1) 移住元に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学の、東京

圏のうちの条件不利地域以外の地域にあるキャンパスに、原則４年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業又は修了見込み）の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 珠洲市に移住したこと。ただし、交通費については、石川県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

イ 石川県における地方就職支援金の詳細が公表された後に、申請したこと。

ウ 地方就職支援金の申請時において、大学等の卒業又は修了の日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(ア) 在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業予定日前１年以内であること。

(イ) 県要領第３条に規定する交付金において、国から県に対する年度当初予算の第１回交付決定前であったことにより、卒業・終了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内に申請を行うことができなかった場合は、当該年度の４月１日を起算日として、卒業・終了日から１年以内となる日又は就業開始日１年となる日のいずれか早い方までの日数（以下「受付日数」という。）を算出し、交付決定日から受付日数を経過する日まで、申請受付を可能とする。

エ 移住先の珠洲市に地方就職支援金の申請日から１年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に次項第１号の要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さず大学等へ通学していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から１年以上継続して珠洲市に居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に関する特例法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 移転費を申請する場合は、申請者が移住支援金の支給を受けていないこと。

エ その他石川県又は珠洲市が不相当と認めた者でないこと。

3 就業に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 就業先に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 勤務地が石川県内に所在する企業等に、前項第1号アの要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職している又は1年以内に就職予定であること。
 - イ 原則、勤務地が石川県内に所在すること。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業又は接待業務委託営業を営む者でないこと。
 - エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
 - オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、当該法人等が、建設業、医療・福祉業、卸売・小売業又は製造業のいずれかの業種である場合はこの限りでない。
- (2) 就業条件に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - イ 珠洲市から通勤可能な石川県内の勤務を基本とする採用であり、東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としないこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第5条 地方就職支援金の交付を大学等の在学中に受けようとする者は、地方就職支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 内定先企業による証明書（様式第3号）
- (3) 在学証明書
- (4) 交通費の領収書（領収書が発行されない経路は、料金を確認できる資料）
- (5) 珠洲市から通勤可能な石川県内の勤務を基本とする採用であることが確認できる資料
- (6) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 地方就職支援金の交付を大学等の卒業又は修了後に受けようとする者は、地方就職支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
 - (2) 就業先企業による証明書（様式第 4 号）
 - (3) 卒業又は修了証明書
 - (4) 交通費を申請する場合、交通費の領収書（領収書が発行されない経路は、料金を確認できる資料）
 - (5) 移転費を申請する場合、移転費の領収書
 - (6) 珠洲市から通勤可能な石川県内の勤務を基本とする採用であることが確認できる資料
 - (7) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第 6 条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第 7 条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から 3 か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第 8 条 石川県及び珠洲市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第 9 条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合には、交付決定取消・返還決定通知書（様式第 6 号）を交付し、地方就職支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして石川県及び珠洲市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明した場合
- (2) 大学等の在学中に交通費を申請する場合、申請日から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (3) 大学等の在学中に交通費を申請する場合、申請日から 1 年以内に珠洲市

に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に珠洲市に住民票がある場合を除く）

- (4) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第4条第2項の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）
- (5) 地方就職支援金に係る珠洲市への転入日から3年未満に石川県外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さず大学等へ通学していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）

2 市長は、地方就職支援金の返還要件に該当するかどうか確認するために、地方就職支援金受給者が、転出に伴う住民票の移動申請を行っていないかどうか、及び就業継続しているかどうか、定期的（半年に1回程度）に、担当部署及び就業先等に確認することとする。

3 石川県及び珠洲市は、地方就職支援金の返還要件に該当するかどうか確認するために、次の手続きを行うものとする。

- (1) 珠洲市は、地方就職支援金受給者が地方就職支援金の申請日から1年以内に、石川県内の他市町へ転出した事実を把握したときは、速やかに石川県及び転出先の県内市町に報告するものとする。
- (2) 上記の報告を受けた県内市町は、市町外へ転出していないかどうか、定期的（半年に1回程度）に確認し、転出した事実を把握したときは、速やかに石川県及び珠洲市に報告するものとする。また、転出先が県内他市町の場合は、転出先の市町にも報告するものとする。
- (3) 県外への転出について報告を受けた珠洲市は、石川県外の市区町村に転出した地方就職支援金受給者に対して返還請求を行うものとする。

（情報共有）

第10条 市長は、次に掲げる事項を速やかに石川県に共有するものとする。

- (1) 地方就職支援金の申請情報
- (2) 地方就職支援金受給者の就業先情報
- (3) 地方就職支援金返還対象者に関する情報

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の珠洲市地方就職支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に珠洲市に転入した者に適用し、同日前に珠洲市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年告示第 6 5 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の珠洲市地方就職支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に珠洲市に転入した者に適用し、同日前に珠洲市に転入した者については、なお従前の例による。ただし、第 4 条第 2 項第 2 号ウ（イ）の規定については、同日前に珠洲市に転入した者についても適用する。

珠洲市長

地方就職支援金交付申請書

いしかわ移住支援事業等実施要領に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日		
住 所	〒		
メールアドレス		電話番号	
大学・学部／ 大学院・専攻			

2 申請内容（該当する欄すべてに○を付けてください）

就職活動等に係る経費（交通費）	移住に係る経費（移転費）
-----------------	--------------

3 就職活動等に係る事項（交通費を申請する場合に記入）

1）就職活動訪問先

訪問先	事業者名	
	所在地	
	会場場所	
面接・試験日	年 月 日	
就業開始日	年 月 日	

2）就職活動等の移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
合計金額				

4 移住に係る事項（移転費を申請する場合に記入）

1) 勤務先

勤務先	名 称	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

2) 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先（珠洲市）	費用※ ¹

※¹ 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

3) 住民票について（いずれか該当する欄に○をつけてください）

珠洲市に元からある（移動させていない）※ ²	
他地域から珠洲市へ新たに移動させた※ ²	

※² 状況に応じた「移住前の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

申請日から1年以上継続して、 珠洲市に居住する意思について	意思がある	意思がない
----------------------------------	-------	-------

※「意思がない」に○をつけた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

6 振込先

金融機関名称		支店名等	
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段 4 通知	口座番号	
口座名義			

管理コード（珠洲市使用欄）	
---------------	--

様式第2号（第5条関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

地方就職支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、珠洲市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、いしかわ移住支援事業等実施要領、珠洲市の地方就職支援金交付要綱等に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - ア 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - イ 在学中に交通費を申請し、申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職先への就業を行わなかった場合
 - ウ 在学中に交通費を申請し、申請日から1年以内に珠洲市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に珠洲市に住民票がある場合を除く）
 - エ 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - オ 地方就職支援金に係る珠洲市への転入日から3年未満に石川県外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さず大学等へ通学していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）

2 同意事項

- (1) 石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、珠洲市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。（石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、珠洲市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。）
- (2) 地方就職支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、珠洲市が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認や就業先への調査等による就業状況確認などを実施することに同意します。

年 月 日
珠洲市長

（申請者） 住所
氏名

様式第3号（第5条関係）

内定証明書

以下の者の採用を内定したについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、面接・試験会場の所在地を記載してください。)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ ☐ 原則、週20時間以上の無期雇用
勤務地に関する 特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ ☐ 珠洲市から通勤可能な石川県内の勤務を基本とする。

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

珠洲市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者名

就業証明書（地方就職支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先名称 〔 本社、事務所名、 営業所名、工場名など 〕		
勤務先住所 〔 就業先の所在地 （予定含む） 〕		
就業年月日 （雇用開始日（予定含む））		
内定日		
交通費 支援 対象	面接・試験日	年 月 日
	会場	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 （※それ以外の場所の場合、面接・試験会場の所在地を記載してください）
雇用形態		原則、週 2 0 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係		☐ 3 親等以内の親族に該当しない ☐ 3 親等以内の親族に該当するが、申請先市町の定める求人
勤務地制限		珠洲市から通勤可能な石川県内の勤務を基本とする
経費支給額		（※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の 1 日分について記載してください。支給していない場合は 0 を記載してください。） 【交通費】 円 【移転費（引越費）】 円

※地方就職支援事業に関する事務のため、石川県及び石川県内市町の求めに応じて、勤務者の勤務状況などの情報を提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（以下は、申請者が記載してください。）

上記の就業を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

第 号
年 月 日

（地方就職支援金受給者）様

珠洲市長

印

地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書

いしかわ移住支援事業等実施要領及び珠洲市地方就職支援金交付要綱第 6 条 1 項の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※地方就職支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下 3 桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- いしかわ移住支援事業等実施要領及び珠洲市地方就職支援金交付要綱第 9 条の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ・在学中に交通費を申請し、申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - ・在学中に交通費を申請し、申請日から 1 年以内に珠洲市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に珠洲市に住民票がある場合を除く）
 - ・就業開始日から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - ・地方就職支援金に係る珠洲市への転入日から 1 年以内に石川県外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さず大学等へ通学していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）
- いしかわ移住支援事業等実施要領及び珠洲市地方就職支援金交付要綱第 8 条の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

（地方就職支援金受給者）様

珠洲市長

印

地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付決定取消・返還決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した地方就職支援金の交付決定について、いしかわ移住支援事業等実施要領及び珠洲市地方就職支援金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により取り消し、返還を求めます。

取 消 年 月 日	
取 消 理 由	

交 付 額	円
返 還 請 求 額	円
請求額の根拠	
特 記 事 項	